# (仮称) 札幌市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と 「提供体制の確保」について

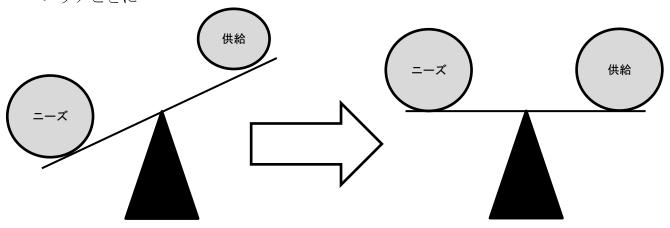
1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、ごく簡単に説明すると

- ① 各市町村の区域を複数のエリアに分け(※1)、
- ② 分けたエリアごとの様々な保育サービスに関するニーズ量(量の見込み) を把握し(※2)、
- ③ 分けたエリア内で提供されている保育サービスだけではニーズに応えられていない場合、つまりニーズ量>供給量である場合には、ニーズに応えられるような供給量(提供体制)を確保するよう求める制度

であるということができる。

エリアごとに・・・



- ※1 このエリアのことを、子ども・子育て支援法では「教育・保育提供区域」といい、札幌市においては、行政区(中央区から手稲区までの10区)として設定することについて、平成25年10月10日の第1回札幌市子ども・子育て会議においていったん了承いただいている。なお、エリアを分けないこと(市町村の区域全体を教育・保育提供区域とすること)も制度上は可能である。
- ※2 ニーズ量(量の見込み)を把握するため、平成25年11月に「札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施している。

### 2 市町村子ども・子育て支援事業計画について

市町村子ども・子育て支援事業計画とは、

- ① 国が定める「基本指針」に従って5年を計画期間として(第1期計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間)
- ② 計画期間内における各年度の教育・保育提供区域ごと(原則として行政区ごと)の別紙に記載する保育サービスに関するニーズ量(量の見込み)とそれに対応する供給量の確保の内容(どの種類の施設・事業により各年度に何名分の供給量を確保しようとするのか)

に関して記載した計画のことをいう(具体的なイメージについては後掲)。

#### 3 ニーズ量の算定方法の概要について

ニーズ量の調査方法については、平成25年10月10日開催の第1回札幌市子ども・子育て会議で御審議いただいたとおり、国が示した「ニーズ量調査票のイメージ」の一部を修正した上で平成25年11月に市内の就学前児童15,000人を無作為抽出して「札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査」を行って、うち41.4%に当たる6,208件の回答を得た。

アンケート調査の結果を具体的なニーズ量として把握する方法については、国の手引 (市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き) が示されていることから、手引に基づき算出することを原則とする。

ただし、国の手引においてニーズ量の算定方法が示されていない事業(アンケート調査によらないでニーズ量を算出することが妥当であると国が判断したものと考えられる事業。別紙1参照)と国の手引に基づき算定したニーズ量が必ずしも本市のニーズ量として妥当ではない判断した一部の事業については、市独自の方法によりニーズ量を算出することとしたいと考えている(詳細は、資料3参照)。

アンケート調査票の集計と集計結果を踏まえた具体的なニーズ量の算定については、おおむね以下の方法によりニーズ量を算出している。

アンケート調査 量の見込み を活用した潜在 人口推計 ニーズを含めた (ニーズ量) 利用意向率 アンケート調査を活用して潜在的な アンケート調査を活用 「利用意向率」(※)等 計画期間のサービス利 して潜在的なニーズを を把握 用対象児童数を推計 含めて把握 ※サービスを利用することができる者 のうち、何割がサービスの利用意向を 示しているかという割合のこと。

### 4 人口推計について

ニーズ量の算定に当たっては、上記3のとおり人口推計を行う必要がある。

本市においては、住民基本台帳ベースの人口によるコーホート変化率法(※)を採用して推計を行った。

結果は、別紙2のとおり。

#### 分析

就学前児童数は、市全体でみると計画初年度の平成27年度が最も多く、その後毎年度 平均で約1,500人ずつ児童数が減少するという推計となっている。

就学前児童数を行政区ごとに見ると、中央区のみ、平成30年度まで就学前児童数がわずかずつ増えた後、平成31年度になってやはり減少する推計となっている。

小学校就学児童数については、ほぼ横ばいの状況が続いた後、やはり平成 31 年度には減少する推計となっており、全市と行政区別に見た場合に特に傾向に違いはない。

これらのことから、特に就学前児童をその利用主体とする**保育所等のサービスに関する** ニーズ量については、平成27年度をピークとし、減少を続けることになることがわかる。

また、小学校就学児童を利用主体とするサービスについても将来的には減少傾向にあることがわかる。

#### ※ コーホート変化率法とは・・・

✓人口推計の手法としてよく用いられるコーホート推計には、「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類がある。

ここでいう「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、平成 14 年 4 月 2 日~15 年 4 月 1 日生まれのコーホートは、平成 17 年 4 月 1 日時点で満 2 歳、平成 21 年 4 月 1 日時点で満 6 歳となり、平成 21 年度の小学 1 年生となる人々の集団である。

#### ア コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

#### イ コーホート要因法

「コーホート要因法」とは、各コーホートについて、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。

推計の基礎となる過去の実績人口に特殊な変動があったか、推計対象期間内の将来人口に特殊な変動が予想されるため、過去の実績に基づく変化率が将来人口の推計に適さないと思われる場合、この方法を用いることが推奨される。

## 5 「量の見込み」(ニーズ量) に対応する「提供体制の確保」 について

上記のとおり把握した量の見込み(ニーズ量)については、それぞれのニーズの区分に 応じて、それぞれ別紙に記載の右欄に記載の方法により、下記のイメージ図のとおりニー ズ量に対応するように提供体制の確保の内容及び実施時期(具体的な確保方策)を市町村 子ども・子育て支援事業計画に定める必要がある。

また、ニーズ量に対応するように供給量を確保するという観点から、子ども・子育て支援法に基づく確認 (利用定員の設定) は、原則としてニーズ量の範囲内で実施する必要がある (利用定員の設定に関する詳細は資料 5、この原則に対する例外については資料 3 において御説明)

(1) 教育・保育事業に関する計画記載部分イメージ図

(イメージ)

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	O-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	O-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の身	見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	人08	300人	200人	150人	300人	200人	150人
の 内容	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人
2-1		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する計画記載部分イメージ図

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②確保の内容	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
<u>(2)-(1)</u>	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目	
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20 か所)	800人(20か所)	
②確保の内容	600人(16 か所)	700人(18 か所)	800人(20か所)	
2-1	▲200人(4 か所)	▲100人(2 か所)	0	

■ ■ ※事業ごとに記載。

4

#### 6 今後のスケジュールについて

次ページのスケジュール表どおり、平成26年7月には幼稚園の設置者などの事業者に対する意向調査の実施を予定していることから、その前段として同年6月中旬から下旬にかけて事業者向け説明会を行う必要がある。

この説明会においては、

- ① ニーズ量に対して現在の供給量だけではどの程度応えることができていないのか
- ② ニーズに応えることができていない事業等について、どのような基本的な考え方をもって供給量を確保していくのか

をいったん確定させ、これを事業者に対しても説明する必要があると考えられる。

そうしなければたとえば南区にある幼稚園が幼保連携型認定こども園への移行を希望した場合に認められるのかどうかや中央区にある認可外保育施設が小規模保育事業B型への移行を希望した場合に認められるのかといった見込みを示すことができないからである。

そこから逆算すると量の見込み(ニーズ量)と提供体制の確保(供給量)に関する基本的な考え方について、平成26年6月上旬から中旬にかけて開催予定の第6回札幌市子ども・子育て会議において承認を得る必要がある。

						貝付 1
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
ラ月 子ども・子育で会議 量の見込み(ニーズ量)と提供体制の確保 (供給量)に関する基本的な考え方に関する承認	事業者向け説明会  事業者向け説明会  「15込えアルリングのなるというでは、15込えアルリングのは、15込えアルリングのは、15システルリングのは、15システルリングのは、15システルリングのは、15システルリングのは、15システルリングのは、15システルリングのは、15システルリングのは、15システルリングのは、15システルリングでは、1	で	意向調査結果とりまとめ  意向調査結果とりまとめ  べ及型製 あ有無 では、保 育	子ども・子育て会議 子ども・子育て会議 を踏まえて、各事業に	日 (仮称)札幌市子ども・子育て支援事業計画の量 (仮称)札幌市子ども・子育て支援事業計画の量 (仮称)札幌市子ども・子育て支援事業計画の量 (仮称のが) 札幌示となる部分 (仮称のの) 札提示を発援事業計画の量 (仮称の) 札提示 (仮称の) 人に計画 (仮称の) 人に計画 (仮称の) 人に対し、 のの子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の	幼稚園入園申込受付(例年)